

議案第 4 9 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 7 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 26 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 26 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和 7 年 3 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地方税法が一部改正され、軽自動車税の種別割の標準税率に係る原動機付自転車の車両区分が見直されること等に伴い、これに応じた措置を講ずるに当たり、特に緊急を要するため専決処分するものであります。